



関総安第69号の2
平成26年1月6日

一般社団法人全国旅行業協会 会長 殿

関東運輸局長



降積雪期における防災態勢の強化等について

貴団体におかれましては、日頃より冬期における防災対策の推進に尽力され、遺漏なきを期されているところではございますが、標記について、国土交通事務次官より別添のとおり通知がありましたので、この趣旨に即して、降積雪期における防災態勢について留意され災害の防止に一層努められますようお願いいたします。

併せて、傘下会員に対しましても、防災対策の徹底を図るよう周知をお願いいたします。

国官運安第242号

国水防第457号

平成25年12月20日

関東運輸局長 殿

国土交通事務次官

降積雪期における防災態勢の強化等について

貴職におかれては、冬期における防災対策について日頃から尽力されているところであるが、今般、平成25年12月16日付け中防災第24号で中央防災会議会長（内閣総理大臣）から別添のとおり通知があった。

これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、中央防災会議会長通知及び別紙に掲げる事項を踏まえ、降積雪期における防災態勢について留意され、災害の防止について遺漏のないよう措置されたい。

なお、これらの施策の実施にあたっては、高齢者等の要配慮者や関連施設に十分配慮して対処願いたい。

併せて、貴管内における所管施設に係る許可工作物等の管理者及び関係事業者に対しても、この趣旨を周知徹底されるようお願いする。



(別 紙)

平成25年度降積雪期における防災態勢の強化についての留意事項

○国土政策関係

- ・除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起や安全で円滑な雪処理体制の整備について、関係機関と連携し支援に努めること。
- その際、国土交通省及び内閣府（防災担当）のホームページに、除雪作業中の事故対策のための啓発資材を掲載しているので、必要に応じ活用すること。

[国土交通省ホームページ]

http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/kokudoseisaku_chisei_tk_000064.html

[内閣府（防災担当）ホームページ]

<http://www.bousai.go.jp/setsugai/index.html>

○都市関係

- ・積雪等に対する公園施設の安全対策、除雪作業時の公園利用者に対する安全確保など、都市公園の安全管理に万全を期すこと。

○水管理・国土保全関係

- ・融雪出水や雪による河道埋塞等に伴い災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による河川管理施設の適切な維持管理に努めること。
- ・雪崩、土砂災害等が発生するおそれがあることから、巡視・点検、危険防止のための措置等の実施による、砂防等所管施設等の管理の強化に努めること。
- ・冬期風浪による高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による海岸保全施設の適切な維持管理に努めること。
- ・気象・防災情報を把握し、災害発生時には迅速的確な対応に努めること。
- ・情報連絡体制の整備並びに水防体制及び警戒避難体制整備の推進など災害の防止に努めること。
- ・許可工作物等の施設被害が発生した際には、速やかに施設管理者から河川管理者又は海岸管理者へ情報連絡を行うよう連絡体制の確保に努めること。

- ・ 地域住民等による雪下ろしの円滑化を図るため、河川敷における雪捨て場の確保について、関係機関と連携し支援に努めること。
- ・ 下水道施設の維持管理における作業の安全管理の徹底及び事故防止のための点検等により、維持管理体制のより一層の強化に努めること。
- ・ 下水道終末処理場においては構造物の設計積雪深を改めて確認した上で、実際の積雪深との比較を行うことにより構造物の安全性等を確認すること。
- ・ 下水道施設を活用した消融雪施設について、十分機能を発揮するよう、点検等を行うこと。

○ 道路関係

- ・ 気象情報（大雪や雪崩、暴風雪等に関する警報・注意報を含む。）や道路における降雪状況を適時に把握し、道路の除雪等を安全かつ適切に行うこと。特に、異常な降雪時において大型車の立ち往生等が発生した場合、引き続き流入する交通により著しい渋滞を防ぐため、各都道府県警と連携の上、早い段階で通行止め措置を行い、除雪作業を集中的に実施することで迅速に交通を確保するよう努めること。また、異常な暴風雪に際しては、関係機関と連携した早期の通行止め、パトロールと除雪の強化に努めること。
- ・ 通行規制の実施に当たっては、各道路管理者は都道府県警等と通行止め措置に関する情報の共有に努め、必要に応じて通行規制の区間やタイミング等について調整を図ること。
- ・ 雪崩等の危険箇所の状況について、専門家の協力を得るなどにより点検を行うとともに、危険防止のため必要と認めるときは直ちに通行規制の措置を執るなど、迅速かつ適切に対応すること。
- ・ 各出先機関や委託業者も含め、除雪体制並びに万一の災害時の情報の連絡体制及び復旧体制について、再確認及び徹底を図ること。また、関係機関との情報の連絡体制についても再確認を図ること。
- ・ 降雪や雪崩等により道路の交通障害や災害が発生した場合は、関係機関等との連携を図り、迅速な復旧を図るよう対応すること。特に豪雪時においては、関係機関が連携して情報共有を図る情報連絡本部を設置するなど、安定した道路交通の確保に向けた、より緊密な連携体制を確保するとともに、道路利用者等に対する適時適切な情報提供に努めること。

- ・ 降雪時には、道路交通情報の提供やチェーンの携行・装着の呼びかけを行った上で、気象予報、路面の状況、降雪状況等を勘案して、各都道府県警と道路管理者が緊密に連携の上、現地での車両の確認措置を含むタイヤチェーン装着規制等の実施に努めること。また、冬期の積雪地域におけるチェーンやスコップ等の装備の携行について、都道府県警察と連携して幅広い広報に努めること。

○ 住宅関係

- ・ 公共賃貸住宅における雪害防除に係る維持管理体制の強化、積雪などにより倒壊のおそれがある空き家住宅の除却等による災害の防止等に努めること。
- ・ 克雪住宅の整備等の対策に取り組むよう努めること。

○ 鉄道関係

- ・ 気象情報や降雪状況を適時把握し、降積雪対策を的確に講じ、輸送の安定及び列車の駅間停止の防止に努めるとともに、雪崩等の災害に対する輸送の安全対策について万全を期すこと。
- ・ 列車の運行が困難となった場合であっても、可能な限り旅客への便宜を図るとともに、バスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。

○ 自動車関係

- ・ 気象情報や道路における降雪状況を適時把握し、輸送の安全確保に万全を期すとともに、鉄道輸送が困難な場合のバスによる代替輸送等緊急時の輸送対策に万全を期すこと。

○ 海事関係

- ・ 気象情報や港湾施設の状況等を適時把握し、降雪による視界不良及び冬季における強風、高波等に対する船舶の安全な運航管理に万全を期すこと。

○ 港湾関係

- ・ 気象情報や降雪・波浪状況等を適時把握し、関係各機関及び事業者との連携を図りつつ、冬期における降雪・強風・高波等に対する港湾施設等の安全対

策や事故及び災害発生時の迅速的確な対応に万全を期すこと。

- 冬期風浪による高波等の影響により、災害が発生するおそれがあることから、巡視・点検等による海岸保全施設の適切な維持管理に努めること。
- 海岸保全区域内の許可工作物等に被害が発生した際には、速やかに施設管理者から海岸管理者へ情報連絡を行うよう連絡体制の確保に努めること。

○ 航空関係

- 気象情報や降雪状況を適時把握し、空港の基本施設等の積雪対策を講じて、定期便等の安定運航及び安全運航に万全を期すこと。

○ 観光関係

- 気象情報や降雪状況を適時把握し、登録ホテル・旅館の宿泊施設での安全管理に万全を期すこと。



中 防 災 第 24 号
平成 25 年 12 月 16 日

国土交通大臣 殿

中央防災会議会長
(内閣総理大臣)

安 倍 晋



降積雪期における防災態勢の強化等について

貴殿におかれては、日頃から各般の施策を通じて災害対策の推進に尽力されているところであるが、依然として毎年災害による犠牲者が発生している状況にある。

近年の降積雪期における被害をみると、毎年人的被害が発生している。平成 18 年豪雪において 152 名に上る多数の死者が発生したことを始めとして、昨冬期も大雪、暴風雪等により、死者 104 名、重傷者 591 名等の人的被害が発生するとともに、住家被害や、電力、ガス、水道等ライフラインの被害、交通障害、農林水産業への被害等が発生した。

豪雪地帯は、高齢化及び過疎化が進み、除雪の担い手となる建設業者等も減少していることもあり、被害の増加につながっている面があることに注意が必要である。

以上を踏まえ、これから本格的な降積雪期を迎えるに当たり、人命の保護を第一とした防災態勢の一層の強化を図るべく、下記の点に留意した取組を行うとともに、貴管下関係機関に対し、周知徹底をお願いする。

記

1. 気象等に関する情報の収集・伝達の徹底

気象庁が発表する大雪特別警報、暴風雪特別警報、大雪警報、暴風雪警報、大雪注意報、風雪注意報、なだれ注意報、大雪に関する気象情報等の防災気象情報、大雪に関する異常天候早期警戒情報、1 か月予報等による長期的な降雪量予報等（以下「防災気象情報等」という。）や降積雪の状況等に注意を払うとともに、必要な場合には、これらの情報を住民その他必要な連絡先に伝達し、大雪、暴風雪等が予想される場合等に外出を避けること等について注意喚起すること。

また、情報の伝達に当たっては、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティ FM、インターネット（ホームページ、SNS 等）等

の多様な情報伝達手段の活用を促進すること。

2. 除雪作業中の事故防止に向けた住民に対する普及啓発・注意喚起

(1) 雪下ろし等除雪作業中の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、雪下ろし等除雪作業中の死者が約8割と多いことを踏まえ、作業時の家族・近所への声かけ、複数人での作業の実施、携帯電話の携行、命綱・ヘルメットの正しい着用、はしごの固定、除雪道具の点検・手入れ、ガス設備の損傷事故及び除雪機への巻き込まれ事故の防止等の実践的な留意点について普及啓発・注意喚起を行うことにより、除雪作業中の安全対策の徹底を図ること。

(2) 高齢者の事故防止

昨冬期の雪による犠牲者のうち、65歳以上の高齢者の死者が約7割であることを踏まえ、支援の必要な高齢者宅の状況を市町村、消防機関、福祉関係機関等との連携による巡回等により把握し、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力の下、事故を防止し、高齢者が無理をすることなく除雪する取組を促進すること。

3. 安全で円滑な雪処理体制の整備

(1) 地域コミュニティの共助による雪処理活動（地域一斉雪下ろし等の推進）

自治会等が中心となり、地域住民等が日時を決めて一斉に生活道路や公共施設の除排雪を実施すること、組織的に、雪下ろしの困難な高齢者、障がい者世帯等の雪下ろしや敷地内の排雪を行うこと等が安全で円滑な雪処理を図る上で有効と考えられる。

このため、地域の実情に応じて、こうした地域コミュニティの共助による取組の普及啓発を促進するとともに、近隣同士の除雪作業時の見守りや声かけを行うことを奨励すること。

(2) 除雪ボランティアの受入れと安全確保対策

雪下ろし作業の困難な高齢者、障がい者等を支援し、除雪作業に必要な人材を確保するため、地方公共団体、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を促進し、受援体制の整備に努めること。

また、除雪ボランティアを受け入れるに当たっては、安全な除雪作業に関する事前学習、ボランティア保険への加入奨励、危険作業の回避、ヘルメット等の装備の徹底、ガス設備の損傷事故防止への注意徹底等の安全確保対策を十分に講じるよう普及啓発を促進すること。

(3) 広域連携による担い手確保及び情報交換等

雪処理の担い手が不足している地域において、雪処理等支援体制を確保するため、他の市町村や地域と災害時に相互協力をするための協定を活用する等地域の実情に応じて、広域連携による雪処理等の取組及び情報交換を促進すること。

(4) 資機材の確保支援

地方公共団体への除雪機械の貸し出し、建設機械等の除雪への活用を迅速に行える体制を整えること。

(5) 空き家等の対策

ア 平常時より、空き家等の除雪については所有者を特定し、当該所有者の責任において実施させる取組を促進すること。また、空き家等に係る除排雪に関する先進的な取組の普及を図ること。

イ 所有者が不明である等の理由で空き家等の除雪を行う必要がある場合には、以下の対応が可能であることを地方公共団体に対し周知すること。

(7) 災害対策基本法による対応

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合には、災害対策基本法第 62 条第 1 項に基づく災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置として、空き家に係る雪害対策を行うことができること。

この際、応急措置を実施するため必要であると認めるときであって、危険を防ぐための緊急避難措置として必要な場合に限り、災害対策基本法第 64 条第 1 項に基づき、市町村長の判断で除雪のために当該空き家等に立ち入ることができること。

(i) 災害救助法による対応

災害救助法が適用されている場合で、当該空き家等の倒壊等により隣接する住家に被害が発生し、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、同法第 4 条第 1 項第 10 号に基づく障害物の除去として除雪を行うことができること。

(6) 雪捨て場の確保

事前に雪捨て場の確保と整備を図り、周知するとともに、大雪に備え、雪捨て場面積の拡大等柔軟かつ迅速に対応できる体制をあらかじめ整えておくこと。

4. 大雪、暴風雪等における住民等に対する普及啓発

(1) 在宅時の安全な過ごし方に関する普及啓発

大雪、暴風雪等が予想される場合に外出を避けること、懐中電灯、携帯ラジオ、食糧、飲料水等を準備すること、FF式暖房機の給排気口付近の除雪状況を確認すること等について普及啓発を促進すること。

また、要配慮者の安全確保について、特に配慮すること。

(2) 車両運転者等に対する普及啓発

大雪、暴風雪等が予想される場合には、できる限り車両の運転は避けること。また、やむを得ず車両を運転する場合は、事前の気象情報、道路情報等の確認、車両の点検整備の確実な実施、防寒着、長靴、手袋、カイロ、スコップ、牽引ロープ、飲料水、非常食等の準備、道路状況に応じた無理のない運転、スタッドレスタイヤやタイヤチェーンの早期装着、暴風雪の際の早期

避難、車両の走行不能時の早期の救助依頼、車両内での待機、マフラーの定期的除雪、適切な換気による一酸化炭素中毒の防止等が重要であることについて、車両運転者、関係団体等への普及啓発活動を促進すること。

(3) 防災気象情報等の活用に係る普及啓発

大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、住民一人ひとりが的確に安全確保の行動がとれるよう、これまでどおり気象情報、注意報及び警報を活用して早めの行動をとることの重要性について普及啓発活動を促進すること。

5. 大雪、暴風雪等の発生に備えた災害即応体制の確立

(1) 総合的な防災体制の確立

国、道府県、市町村、関係団体及び住民が一体となった総合的な防災体制の確立を図ること。具体的には、大雪、暴風雪等により、大きな被害が予測される場合においては、指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関から地方公共団体に、事前に情報連絡要員を派遣する等連携を強化すること。また、救援及び要救助者の位置情報提供等の要請があった場合には、迅速かつ的確に対応できるようあらかじめ体制を整備すること。

なお、大雪、暴風雪等が予想される場合には、特別警報の発表を待つことなく、気象情報、注意報及び警報を活用して早めの対応をとること。

(2) 適切な道路管理及び交通対策

集中的な降雪、暴風雪等により走行不能となる車両が発生した際の早期通行止めによる連鎖的滞留の防止、各関係機関の間で通行止めの措置等に関する情報共有等の適切な道路管理及び交通対策を実施すること。また、雪崩防止施設等の巡視・点検の実施の徹底により、道路等の安全確保を図ること。

(3) 関係業界から除排雪に係る協力を確保する取組の推進

大雪に対する除排雪の担い手確保のため、所管省庁は、発注工事等の一時的な中断等関係事業者が除排雪作業を迅速に行えるよう、地方支分部局に関係事務の弾力的な運用を促す等の取組を推進すること。また、関係業界と連携し、広域的な除排雪の体制の整備を推進すること。

(4) ライフライン事業者等の警戒体制の強化

ライフライン事業者等は、大雪、暴風雪等による障害発生未然防止に努めるとともに、大雪、暴風雪等による障害が発生した際に迅速な対応ができるよう警戒体制を構築すること。また、ライフライン事業者等の所管省庁は、ライフライン事業者等に警戒体制の強化を促すこと。

(5) 災害救助法の適用

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがある場合には、必要に応じて都道府県知事の判断により災害救助法を適用することも可能であることを周知すること。

なお、災害救助法を適用した際、応急救助の一環で、障害物の除去として

実施した家屋の雪下ろしの費用については、国庫補助の対象となり得る。

6. 要配慮者及びその関連施設に対する平常時及び緊急時の適切な情報収集・除雪支援体制の整備

平常時より、高齢者等の要配慮者宅やその関連施設の状況を把握するため、市町村、消防機関、福祉関係機関等が連携して行う巡回等の取組を支援すること。特に大雪、暴風雪等に備え、適切に情報の収集や提供を行い、除雪が困難又は危険な場合においては、必要に応じ消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により、除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検及び避難の際の輸送手段等の確保を促す等、警戒避難体制等の防災体制の整備を促進すること。

7. 雪崩等に対する警戒避難体制の確立

市町村が主体となって関係機関の協力の下に行う次のような取組を促すこと。

(1) 雪崩危険箇所等の把握及び周知

あらかじめ、関係機関と協議し、地形の特性、降積雪の状況、雪質の変化、過去の雪害事例等を勘案して、雪崩危険箇所等の把握に努め、関係機関を始め周辺住民、観光施設等の利用者等（以下「周辺住民等」という。）に対して周知すること。その際、要配慮者等に配慮すること。

防災気象情報等に留意するとともに、降積雪の状況等を的確に把握し、状況に応じて、雪崩危険箇所等を中心に警戒巡視を行うこと。

(2) 雪崩に関する普及啓発

表層雪崩は厳冬期に、全層雪崩は春先に発生しやすいこと、雪崩は滑落速度が速く、発生に気づいてから逃げるのが難しいこと等雪崩の特徴等について、周辺住民等に対して、広く普及啓発活動を促進すること。

(3) 遅滞のない避難勧告等の発令

ア 災害対策基本法 61 条の 2 に基づき、市町村長は、必要であると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対して、避難勧告等について助言を求めることができること及び助言を求められた都道府県知事は、その所掌に関し必要な助言をすることを地方公共団体に対し周知すること。また、助言を求められた指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、その所掌事務に関し、必要な助言をすること。

イ 降積雪の状況、防災気象情報等の発表等の情報、過去の雪害事例等を勘案し、雪崩、家屋の倒壊等により、周辺住民等の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断したときは、関係機関と連携し、遅滞なく避難勧告等を行い、避難行動を促すこと。

(4) 効果的かつ確実な情報伝達

避難勧告等の伝達については、地域の実情に応じ、防災行政無線、緊急速報メール、コミュニティFM、インターネット（ホームページ、SNS等）等の多様な情報伝達手段の活用を促進すること。

以上